

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 1日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村 亮太 電話番号: 06-6490-0086					
主たる業種	地域電気通信業(有線放送電話業を除く)	細分類番号	3	7	1	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	NTT西日本グループ地球環境憲章に基づいた、環境マネジメントシステムの構築により自主的な環境保護に取り組み、環境汚染の未然防止と環境リスク低減を推進する。						
計画を推進するための体制	2021年7月にESG推進室を設置しESG経営推進に係る機能を一元化、環境経営等の基本方針策定、活動の推進、全社横断的課題等を検討する「ESG推進委員会(代表取締役副社長トップ)」を設置。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	34,495.3 トン	41,256.6 トン	39,582.9 トン		17.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	28,961.1 トン	17,145.7 トン	16,719.1 トン		-41.5 パーセント	
	実績に対する自己評価	高効率の通信電源設備への更改や事務室等における継続的な省エネルギー施策の展開により排出量の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	電気通信ビル	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積/100)	15.22	15.10	14.48		-2.83 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	高効率の通信電源設備への更改や事務室等における継続的な省エネルギー施策の展開により排出量の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		50 パーセント	50 パーセント	62 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	未使用設備の停止による待機電力の減少。事務室においては空調温度設定の徹底、不要照明の消灯徹底等、通信電源電力設備においては高効率設備への計画的更改。					
	令和6年度	未使用設備の停止による待機電力の減少。事務室においては空調温度設定の徹底、不要照明の消灯徹底等、通信電源電力設備においては高効率設備への計画的更改。					
	令和7年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	リモートワークを推進。公共交通機関等の状況によりマイカー利用の通勤を実施					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関で通勤しており、問題なし					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	24110.9 トン	22863.8 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	24110.9 トン	22863.8 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 上賀茂神社における葵再生に向けた社員植栽会開催 統一行動イベントライトダウン参加 						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
- 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
- 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
- 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
- 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。